



農地中間管理機構だより

ほ場整備事業との連携が各地で進んでいます

～機構関連農地整備事業の取組～

昨年、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されました。所有者等の費用負担が不要のほ場整備事業であることから、今後の目玉事業として取組が注目されています。

●各市町村の取組状況

現在、さつま町柵野地区、始良市住吉地区が平成 31 年度採択へ向けて申請の準備中です(10 月現在)。また、ほ場整備事業の実施を検討している大崎町益丸地区も平成 32 年度採択を目指して事業計画作成中です。さらに今後、ほ場整備を実施する地域において本事業の活用が検討されています。

●機構関連農地整備事業の実施要件

実施要件には、整備後の営農に関係するものも含まれるため、採択後も継続した地域の話し合い活動によって計画目標を達成する必要があります。以下が主な事業要件です。

- ①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- ②事業対象農地面積は、平場で 10ha 以上、中山間地域は 5ha 以上。
- ③農地中間管理権の設定が、事業計画の公告日から 15 年以上あること。
- ④事業対象農地の 8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化。
- ⑤事業実施地域の収益性が事業完了後 5 年以内（果樹は 10 年以内）に 20%以上向上。



* 編集後記 *

我が家でも無事に稲刈りが終了しました。今年の稲刈りは、直前に台風が接近し、やきもきしながら迎えましたが、案の定、田植えなのか稲刈りなのか分からない状態に…つくづく自然相手の仕事は大変だなと感じた次第です。

稲刈り後は、今後の地域農業を考える絶好のチャンスです。この機会に、地域での話し合いをしてみませんか？④

